

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は千葉県の北東部、山武郡の最北端に位置し、都心から60km圏にあり、南北に流れる高谷川、木戸川に沿った平坦地と丘陵地から構成され、平坦地は丘陵地に入り込む形で多くの谷津地を形成している。また、成田空港により町域の7割が騒音区域となっている。

人口は1950年（昭和25年）に11,000人を超えていたが、1985年（昭和60年）には8,511人、2015年（平成27年）には7,643人にまで減少し、進学、就職等による都市部への若年層の流出と出生率の低下が大きな要因と思われる。

当町は農業が基幹産業であり、地域経済の発展を支えているが、近年の後継者不足、担い手の高齢化等の問題に直面している。

製造業等についても同様に、就労人口が減少していく中で、設備の老朽化が進み、生産性を向上させていくことが困難な状況になりつつある。

##### (2) 目標

上記の実態を踏まえたうえで、中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を作成し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町の各種産業の生産性向上を図り地域経済の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

当町では多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、雇用拡大及び環境との調和や配慮の観点から、町内で稼働している工場・事業所等の建物敷地内に設置するものは対象とし、雑種地、山林、田畑及びその他遊休地などに設置するものは対象としない。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

当町では、広く事業者の生産性向上を実現させる観点から、本計画の対象地域は芝山町内全域を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

当町では本計画において対象とする業種は、広く事業者の生産性向上を実現させる観点から、全業種を対象とし、本計画において労働性生産が年平均3%以上に資すると見込まれる全ての事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入期間は、3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用安定に配慮する観点から、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・町税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済発展のため、公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。